

避難道路の指定に関する陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第 107 号

受理年月日 平成24年9月20日

付託年月日 平成24年9月25日

陳情者
.

陳情原文 東京湾北部（首都直下）地震発災時の東京都の被害想定が見直されました。最悪震度7も想定されています。この判断は東日本大震災の教訓を活かし「想定外」の根絶にあるものと思われま

す。現在は津波や洪水に目がいていますが、地震発災時には家屋の倒壊と火災の発生にどう対処するかが、人命の損傷に大きく影響します。すなわち、昭和56年以前の旧建築基準による建物は、大方倒壊するものと思わなければなりません。また、火災も多発するでしょう。避難したくても避難路は倒壊した建物によって塞がれ、逃げ惑ううちに各所で火の手が上がれば、もはや身を守るべき広域避難場所まで、逃げ延びることすら極めて困難になります。

このような最悪の事態を事前に回避するためには、避難場所までの避難道路を確保し、指定・表示することにあります。

具体的には幅員6メートル以上の道路で、広域避難場所への避難路としてふさわしい道路を選び、道路沿いの建物が建築基準法に照らし、補強すべき建物は耐震施工し、強度の確保と不燃化などの構造を査定し、確定した上で「避難道路」としての指定をするものであります。

仮に陳情者の居住する松島地区は木造住宅密集地域であり、避難先の葛飾区新小岩公園の周辺も同様の状態であります。現状では有効と思える避難道路はごく限られています。このまま放置しておけば、発災時には大混乱に陥る可能性があるものと思われま

す。絶対に「想定外」にしてはならないとの思いから、避難道路指定の陳情をするものであります。区内全地域を調査し、緊急に指定すべき地域から優先して進めてもらうことをお願いするものであります。

つきましては、貴議会において、早急に採択し避難道路の指定をするよう、下記の通り陳情いたします。（参考数値等別紙）

記

地震（東京湾北部地震など）発災時の避難道路の指定及び表示